

～ 次代を選ぶ ～

愛媛県議会議員選挙

4月7日(日)

投票時間 7:00～20:00 (大島・別子山地区は7:00～18:00)

選挙管理委員会事務局 ☎ 65-1311 ㊚ 65-1641



新居浜市議会議員選挙

4月21日(日)

今年統一地方選挙の年です。忘れずに投票しましょう。今回は、新居浜市議会議員選挙の内容をお知らせします(愛媛県議会議員選挙については、3月号をご覧ください)。

▼投票ができる人

次の①～④全てに該当する人です。

- ① 日本国民であること
- ② 投票日現在において年齢満18歳以上であること(平成13年4月22日以前に生まれた人)
- ③ 公民権を停止されていない人
- ④ 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人

※「引き続き3カ月」の基準日は4月13日です。

※投票日前に市外に転出した場合は投票できません。

▼投票所入場券

1人につき1枚を告示日(4月14日(日))以降、世帯ごとに郵送します。自分の入場券を確認の上、投票所へ持参してください。

紛失した場合は投票所で再発行できます。当日投票所で職員に申し出てください。

※入場券の到着は月曜日以降になります。

▼期日前投票のご案内

次の場所で期日前投票が可能です。入場券の裏面に「宣誓書」を印刷していますので、ぜひご利用ください。

- ① 市役所1階ロビー
4月15日(月)～4月20日(土)
8時30分～20時
- ② 別子山支所
(別子山地区の人のみ)
4月15日(月)～4月20日(土)
8時30分～18時
- ③ 新居浜高専
(図書館棟1階談話室)
4月17日(水)、4月18日(木)
14時30分～18時

▼不在者投票のご案内

●病院などに入院・入所中の場合

県選挙管理委員会から指定を受けている病院など(下表参照)に入院・入所中の場合は、その施設で不在者投票ができます。市外の施設については選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

●仕事などで他の市区町村に滞在している場合

新居浜市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会へ投票することが出来ます。「投票用紙等請求書兼宣誓書」は各市区町村の選挙管理委員会にあるほか、選挙管理委員会HPからもダウンロードできます。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳などを持ち一定の障がいがある人(3月号参照)、介護保険法による「要介護5」の人で、自分で投票の意思表示ができる人は、自宅などで投票して郵送する不在者投票ができます。自書が必要ですが、障がいの程度により代理制度もあります。なお、4月17日(水)までに手続きが必要です。

▼選挙公報について

選挙公報は、4月17日(水)ごろの新聞折込(愛媛・朝日・読売・毎日・日経・産経)のほか、市内公共施設、新聞店で配布します。

なお、選挙公報の個別配布を希望する人は、選挙管理委員会までご連絡ください。

不在者投票ができる市内の病院・施設

病院	・愛媛労災病院	・県立新居浜病院	・財団新居浜病院	・十全総合病院	・十全ユリノキ病院
	・住友別子病院	・立花病院	・新居浜協立病院	・林病院	
施設	・アソカ園	・あゆみ苑	・王子苑	・おくらの里	・きぼうの苑
	・さわやか新居浜館	・慈光園	・つばき	・ハートランド三恵	・ハートランド三恵南館
	・白寿	・はびねすケアセンター	・ファミリア	・ふたば荘	・ふたばの森
	・ふなき久和園	・豊園荘	・宝閑荘	・宝寿園	・夢テラス
	・リハビリステーション三恵荘	・若水館	・若水ケアセンター		